

# Renaissance



弁護士法人

愛知総合法律事務所

ルネサンス

2019.1

明けましておめでとうございます。

事務所報を通して多くの方々と語り合い、皆様と共にさらに充実した事務所を目指して

No.49



撮影:T.Ito

## AICHI SOGO LAW OFFICE

弁護士 村上文男

弁護士 中野直輝

弁護士 尾関栄作

だん づら  
弁護士 檀浦康仁

弁護士 勝又敬介

たま き  
弁護士 木村環樹

弁護士 渡邊健司

じゆう ね  
弁護士 上禰幹也

弁護士 水野憲幸

弁護士 南善隆

とれる  
弁護士 森下達

弁護士 奥村典子

弁護士 小宮仁

弁護士 遠藤悠介

弁護士 加藤耕輔

弁護士 横井優太

弁護士 長江昂紀

弁護士 服部文哉

弁護士 米山健太

弁護士 中内良枝

弁護士 田村祐希子

弁護士 深尾至

弁護士 佐藤康平

弁護士 柿本悠貴

弁護士 横田秀俊

弁護士 安井孝侑記

弁護士 加藤純介

弁護士 牧村拓樹

弁護士 岩田雅男

弁護士 田中隼輝

弁護士 黒岩将史

弁護士 丸山浩平

弁護士 池戸友有子

弁護士 小出麻緒

弁護士 森正晴

弁護士 長沼寛之

税理士 大橋由美子

税理士 大橋信義

司法書士 萩野直樹

司法書士 目下部敬太

社会保険  
労務士 原田 聡

社会保険  
労務士 小木曾裕子

社会保険  
労務士 大内直子



この事務所報は再生紙を使用しております。

愛知総合法律事務所

検索

<http://www.aichisogo.or.jp>

# 共同代表2019年ご挨拶



代表弁護士 南 善隆

明けましておめでとうございます。

昨年モルネサンスの読者の皆様には多大なご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

私事ではございますが、昨年10月より週に1日、名古屋家庭裁判所において非常勤裁判官として勤務しております。

非常勤裁判官とは、弁護士がその身分を有したまま、非常勤の形態で、調停官として裁判官と同等の立場で調停手続を主宰する制度です。

これまで弁護士として、一方当事者の利益を最大化することを主眼に代理人として活動して参りましたが、週に1日、中立的な立場で事件と向き合うという得難い経験をさせていただいております。この経験が弁護士業務においても様々な面で役立つものと確信しております。

非常勤裁判官という公的な活動以外にも、昨今、弁護士業務に対するニーズが益々多様化していることを実感しております。弊所では以前から大学病院へ定期的に弁護士が出向しておりますが、それ以外にも社外役員への就任依頼や内部通報窓口の対応依頼など、示談交渉や裁判等の日常業務以外の業務についても幅広くご依頼をいただいております。弊所内でも多様化するニーズに随時対応できるよう所内体制を強化しております。

昨年末には三重県伊勢市に新支所を開設し、ようやく愛知県、岐阜県、三重県の東海三県全てに支所を開設することが出来ました。今後も良質なリーガルサービスを各地域の皆様の身近で提供できるよう、所員一同努めて参りますので、本年も倍旧のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

## 弁護士の病院勤務日記2



弁護士 米山健太

平成29年11月より、大学病院へ出向し病院内弁護士として勤務しています。日々、様々な立場の方から相談を受けていますので、何回かにわけて日々の業務をご紹介します。

### 診療記録の管理

私が出向している大学病院は、病床数が1000床を超え、1日あたりの平均外来患者数も3000人を超える大規模病院ですので、患者さん本人だけでなく、そのご家族や公的機関などの様々な立場の方々から診療記録の開示が依頼されます。

しかし、診療記録はいわゆる個人情報の中でも特にプライバシー性が高いものであって、安易な開示・活用をすることはできません。私は、病院内弁護士として、特に法的な問題が生じうる事案に関して、

患者さんが提出された同意書や公的機関からの照会文書の内容をチェックしています。特に患者さん以外の方からの開示依頼は、開示に応じられるか否かだけでなく、開示を依頼する理由を確認しその必要な範囲に限り診療記録を開示するなどして、診療記録の慎重な管理を心がけています。

一方で、異状死届出義務(医師法21条)、麻薬中毒者の届出義務(麻薬及び向精神薬取締法59条の2)など、医療機関は一定の情報を関係機関に報告・届出する義務も負っています。その際、どこに、どのような手続で、いつまでに、どのような情報を提供すべきかを法律だけでなく各種通達・ガイドラインを参考に検討し助言しています。

明けましておめでと〜うございます。  
昨年はルネサンスの読者の皆さんにご支援を賜り心より御礼を申しあげます。

# 法律事務所生き残りのためのIT化

## おかげさまで岡崎事務所 伊勢駅前事務所の支所開設

昨年三月に三河地方への初進出として、名鉄東岡崎駅近くに岡崎事務所(所長安井孝侑記)開設しました。また、十二月には三重県伊勢市に、伊勢駅前事務所(所長 森下達)を開設し、二年でふたつの支所を開設致しました。

伊勢駅前事務所は弁護士過疎の鳥羽市、志摩市周辺の市民の皆様にご利用いただければと思います。余談ですが私は中学校一年生まで、伊勢市の宮川中学校に通学していたこともあり、少しでも故郷の皆様のお役に立ちたいという気持ちが強くなります。

弁護士過疎地域への支所開設を進めていきたい。

## ITの競争社会

どこの会社でもIT化に必死です。社会は猛スピードで変化しています。二十年前の携帯電話と現在の携帯

電話を比べればその違いは歴然としています。

災害時の持ち出し物の一番に上がるのは携帯電話です。携帯電話は社会の中で深く根付いています。社会の早い変化に対応する事が求められ、その中心がITです。

法律事務所もIT化に遅れては依頼者のニーズには応えられません。国も裁判手続きのIT化検討会を平成二十九年十月に立ち上げて、三十年の三月「裁判手続きのIT化に向けたとりまとめ」を公表しています。

裁判手続きのIT化は大きく前進していく事が確実となりました。

## 愛知総合法律事務所のIT化の現状

愛知総合法律事務所は構成員が一〇〇名を超えました。期日のパッシング、依頼者への迅速な対応、即日相談、スピードある顧問先対応、利益相反チェック、効率的な広報等のため

にIT化は喫緊の課題です。IT部を設置して専属員二名その他ITに精通した二名の計四名体制でIT化を進めています。

愛知総合法律事務所が著作権を持つ独自のシステムを大手ソフト会社に依頼し、ASシステムと呼んで現在活用しています。事件の進行管理、会計管理等はこのASシステムで行っています。

その他、ASシステムとは別に、事務所内部でのコミュニケーションツールとして株式会社ネオジャパンが提供するグループウェアの電子会議室を活用しており、研究会の会議室等一〇〇以上の会議室が稼働しております。

毎日の法律相談件数、事件受任件数、事件終了件数がリアルタイムで見ることが出来るシステムも活用しています。また、本部事務所と支所事務所は、テレビ会議システムで繋がっており、事件記録も必要に応じ電子ファイル化しております。

## 愛知総合IT化の今後

ネットは裁判手続きがIT化されていない事から来る制約です。しかしそれも前述の通り動き出しそうで、愛知総合法律事務所もIT化の波に乗り遅れない為にもIT化は必須です。

今年をIT充年の年と位置づけて、ASシステムの進化、メール連絡の活用、統計のリアルタイム化、事務全体の電子化、ペーパーレス化等を進めて、ITの実質化を実践していきたい。



代表弁護士  
村上 文男













